

議案第48号

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年9月1日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、福祉医療費支給事務に利用する特定個人情報に医療保険給付関係情報を加えることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大口町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2町長の部大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるものの項特定個人情報の欄中「地方税関係情報であって規則で定めるもの」を「地方税関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に改め、同部大口町障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるものの項、大口町精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるものの項、大口町子ども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるものの項及び大口町後期高齢者の福祉医療費支給に関する事務であって規則に定めるものの項中「生活保護法」を「医療保険給付関係情報及び生活保護法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
町長	略		町長	略	
	大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの	<u>地方税関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）</u> 若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</u>	

新		旧	
	関係情報」とい う。)及び生活 保護法(昭和2 5年法律第14 4号)による保 護の実施に関 する情報(以下 「生活保護情 報」という。) であって規則で 定めるもの		
大口町障害者医 療費支給条例に よる医療費の支 給に関する事務 であって規則に 定めるもの	医療保険給付関 係情報及び生活 保護法による保 護の実施に関す る情報であって 規則で定めるも の	大口町障害者医 療費支給条例に よる医療費の支 給に関する事務 であって規則に 定めるもの	生活保護法によ る保護の実施に 関する情報であ って規則で定め るもの
大口町精神障害 者医療費支給条 例による医療費 の支給に関する 事務であって規 則に定めるもの	医療保険給付関 係情報及び生活 保護法による保 護の実施に関す る情報であって 規則で定めるも の	大口町精神障害 者医療費支給条 例による医療費 の支給に関する 事務であって規 則に定めるもの	生活保護法によ る保護の実施に 関する情報であ って規則で定め るもの
大口町子ども医 療費支給条例に よる医療費の支 給に関する事務 であって規則に 定めるもの	医療保険給付関 係情報及び生活 保護法による保 護の実施に関す る情報であって 規則で定めるも の	大口町子ども医 療費支給条例に よる医療費の支 給に関する事務 であって規則に 定めるもの	生活保護法によ る保護の実施に 関する情報であ って規則で定め るもの
略		略	
大口町後期高齢 者の福祉医療費 支給に関する事 務であって規則	医療保険給付関 係情報及び生活 保護法による保 護の実施に関す	大口町後期高齢 者の福祉医療費 支給に関する事 務であって規則	生活保護法によ る保護の実施に 関する情報であ って規則で定め

新			旧		
	に定めるもの	る情報であって 規則で定めるもの		に定めるもの	るもの
	略			略	
略			略		

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

(1) 特定個人情報の独自利用事務に係る手続き

個人番号の利用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に定められた事務に限定されていますが、同法第9条第2項の規定により、地方公共団体が特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。）を利用する場合は、独自利用事務として条例で定めることができるとされています。

また、地方公共団体が新たに独自利用事務による情報連携を開始しようとする場合は、情報連携開始の約10か月前に、国の個人情報保護委員会へ届出（受付は年3回）を行う必要があります。

大口町では、大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第26号）に、独自利用事務として、子ども医療費を始めとする福祉医療費支給事務を定めています。

(2) 福祉医療費支給事務と医療保険情報

大口町では、条例に基づき福祉医療費の支給を行っていますが、その申請の受理、審査及び決定の際の情報として、医療保険各法による保険情報が必要であることから、窓口での手続きの際、申請者の方が加入されている健康保険証の写しの提供を受けています。

令和5年6月9日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布され、健康保険証と個人番号カードの一体化により、健康保険証の廃止が令和6年秋に予定されています。

今後、福祉医療費支給事務において、医療保険各法による保険情報を得るためには、個人番号による情報連携が必要となることから、当該事務に利用する特定個人情報に医療保険給付関係情報を加えるため、本条例の一部を改正する

ものです。

2 改正の内容

別表第2に定める、次の福祉医療費支給事務に利用することができる特定個人情報として「医療保険各法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（医療保険関係給付情報）」を加えます。

- ① 母子・父子家庭医療費
- ② 障害者医療費
- ③ 精神障害者医療費
- ④ 子ども医療費
- ⑤ 後期高齢者の福祉医療費

3 施行期日

本条例は、公布の日から施行します。